第五条第一項第三号ロ中⑱を削り、⑲を⑱とし、⑳から㉜までを⑲から㉛までとする。

附則第四項第十七号中「離島地域」を「離島振興法第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）」に改める。

附則第十四項第四号中「第五条第一項第一号イの表第六号」を「第五条第一項第一号イの表第五号」に改め、同項第六号中「平成二十年」を「平成二十一年」に改め、同項第十五号中「八一円」を「八二円」に改め、同項第十七号中「附則第十四項第二十二号」を「附則第十四項第二十一号」に改め、同項第十九号中「一〇八、〇〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に改め、同項第二十一号を削り、同項第二十二号中「離島地域」を「奄美群島・離島地域」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号を同項第二十三号とし、同項に次の各号を加える。

二十四　「公立病院改革ガイドラインについて」及び「公立病院特例債の取扱いについて」（平成二十年六月六日付け総財経第九十六号通知）に基づき、公立病院特例債を発行した道府県の当該年度における同特例債の支払利子額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十五　国から補助金を受けて施行する辺地共聴施設整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（以下この号において「道府県標準経費」という。）に〇・三を乗じて得た額（ただし、当該道府県が負担する経費が道府県標準経費を下回る場合にあつては当該道府県が負担する経費に〇・三を乗じて得た額とする。）

二十六　国の行う藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う環境・生態系保全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十七　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費として総務大臣が調査した額のうち当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二十九　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第二十五項の規定による道府県民税の中間納付額の還付及び第七十二条の二十八第四項の規定による事業税の中間納付額の還付に係る還付加算金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認める額に〇・三を乗じて得た額

附則第十六項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、附則第十七項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第三号中「奄美群島・離島地域」を「奄美群島・離島地域」に改め、附則第十八項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、附則第十九項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、附則第二十一項中「平成二十年度」に改め、同項第十二号中「〇・七」を「〇・八」に改め、同項第十四号中「六八七円」を「七一五円」に改め、同項第十九号を削り、同項第二十号中「一〇八、〇〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八五、三〇〇円」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十二号を削り、同項第二十三号を同項第二十一号とし、同項第二十四号を同項第二十二号とし、同項第二十五号中「附則第十四項第二十四号」を「附則第十四項第二十三号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項に次の各号を加える。

二十四　附則第十四項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・七」と読み替えるものとする。

二十六　附則第十四項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十七　地方税法第三百二十一条の八第二十五項の規定による市町村民税の中間納付額の還付に係る還付加算金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認める額に〇・五を乗じて得た額

附則第三十項から附則第三十五項までを削り、附則第二十九項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項を附則第三十項とし、附則第二十八項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項を附則第二十九項とし、附則第二十七項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「〇・五」を「〇・七」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則第二十六項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「〇・三」を「〇・五」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同項を附則第二十七項とし、附則第二十五項中「平成二十年度」に、「一般職給与法に規定する期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の支給割合を超える支給割合を用いることにより平成二十年度」を「次に掲げる事由により平成二十一年度」に、「当該道府県」を「当該年度」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

三　当該年度の給料又は手当（期末勤勉手当を除く。）について、適切な減額改定又は減額改定に伴う所要の措置を講じないこと（これらの措置に準ずる措置その他のこれらと同等以上の効果が生じると認められる措置を別に講じている場合を除く。）。

附則第二十五項を附則第二十六項とし、附則第二十四項を附則第二十五項とし、附則第二十三項を附則第二十四項とし、附則第二十二項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第五号中「第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準」を「附則第十七条の二第一項に規定する修正基準」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第二十一項の次に次の一項を加える。

22　平成二十一年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、人口が急激に減少した市町村として総務大臣が認める市町村であつて、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる市町村について、財政需要に比して過少な額として総務大臣が算定した額を加えた額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の特別交付税から適用する。

○外務省令第二号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十六日

外務大臣　岡田　克也

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条　第一条中の「インド人、連合王国人及びイラン人に対する査証手数料の額については、別表第一に定める額にかかわらず、インド人に対しては別表第二、連合王国人に対しては別表第三、イラン人に対しては別表第四に定める額とする。」を「インド人及びイラン人に対する査証手数料の額については、別表第一に定める額にかかわらず、インド人に対しては別表第二、イラン人に対しては別表第三に定める額とする。」に改める。

第二条　別表第一から別表第三までを次のように改める。